

議案第70号

大野市立保育所における給食調理業務受託者選定委員会設置要綱案

令和3年12月21日提出

大野市教育委員会

教育長 久保俊岳

提案理由

大野市立保育所における給食調理業務の受託者を選定するに当たり、給食調理業務受託者選定委員会を設置するため

大野市立保育所における給食調理業務受託者選定委員会設置要綱を次のように定める。

令和3年 月 日

大野市教育委員会

大野市立保育所における給食調理業務受託者選定委員会設置要綱

(設置)

第1条 大野市立保育所（給食調理業務を委託しようとする保育園に限る。）における給食調理業務の受託者（以下「受託者」という。）をプロポーザル方式により選定するに当たり、その手続を厳正かつ公平に行うため、大野市立保育所における給食調理業務受託者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) プロポーザル方式による募集内容に関すること。
- (2) 企画提案書の審査に関すること。
- (3) 受託者の選定に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、プロポーザルに必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員6人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保護者会代表者
- (3) 給食調理業務を委託しようとする保育園の園長
- (4) 管理栄養士
- (5) 教育委員会職員
- (6) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

3 委員の任期は、委嘱又は任命の日から受託者の決定の日までとし、委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、教育委員会職員がこれにあたる。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員がプロポーザルに参加している団体等の代表者又は役員本人の場合並びにこれらの者の同居の家族であった場合には、当該委員は第2条第2号及び第3号の委員会に出席することはできない。

3 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 委員会の会議は公開とする。ただし、プロポーザルに参加しようとする者又は参加している者の会議の傍聴及び大野市情報公開条例（平成16年条例第4号）第7条各号に掲げる情報に係る部分等についてはこの限りでない。

(秘密を守る義務)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(中立の保持)

第7条 委員は、プロポーザルに参加している者に対して、特定の者が有利になる援助を行ってはならない。

2 委員は、直接又は間接を問わず、プロポーザルに参加してはならない。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会事務局こども支援課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。